

ハイน์リッヒ・ブルンナー

『中世フランスの無記名証券』（一八七九年）（その1）

庄子良男訳

原題『中世フランスの無記名証券およびその訴訟代理・債権譲渡ならびに指図証券との関係——ハイน์リッヒ・ブルンナーによってベルリン大学法学部の名と委託において執筆された記念論文』（一八七九年、ベルリン、ヴァイトマン書店）
Das Französische Inhaberpapier des Mittelalters und sein Verhältnis zur Anwaltschaft, zur Cession und zum Orderpapier. Festschrift im Namen und Auftrage der Berliner Juristen-Fakultät verfasst von Heinrich Brunner. Berlin. Weidmannsche Buchhandlung. 1879.

II 債権の譲渡可能性 一二二頁

III 持参人文句 二八頁

選択持参人文句を伴う証書の例 三〇頁

純粹持参人文句を伴う証書の例 三二頁

IV 無記名証券の法 三四頁

諸帰結 五七頁

V 指図文句と代理文句 七一頁

【全九三頁】

【以下、献呈の辞】

ゲッティンゲンにおける法学博士、枢密司法顧問官にして法

律学の教授であるハイน์リッヒ・トエール (Heinrich Thol)

氏に、一八七九年七月二九日の法学博士五〇周年記念日のた

めに「捧げる」。

【目次（ページは原著による） 訳者挿入】

献呈の辞 三頁、五頁

本論 七頁

I 裁判上の代理の諸前提 八頁

【改頁】

高く尊敬されている同僚氏よ！

あなたがハイデルベルク大学で指図文句の法律効果に関する研究に基づいて法学博士の学位を取得されて以来、五〇年が経過しました。正当な満足の感情をもって、あなたは、今日、法学に捧げられたあなたの生涯の休みなき思考作業がそれらを冠としていただいている諸成果を回顧することができます。なぜなら豊かな種子が、あなたの精神の鋭くかつ深く切り込んでいく論理が刻みとおした大地において開花してきているからです。かなり惨めな現象においてあつたのは、あなたの青春の時代には、法学の姉妹分野「ドイツ民法」とならんで、ドイツ商法でした。今日、ドイツ商法が「ドイツ民法と」対等な学問的重要性をもつまでに成熟してきているとすれば、これは、大部分、高く尊敬される先生、あなたが口頭のそして書物の理論において展開してこられたところの基礎的な有効性のおかげをこうむっているに違いありません。あなたが学問的な経歴を踏み出したとき、多様な小邦分立主義がドイツ取引法のうえにのしかかっていました。多年を通じて、特別法の分離された枠を超えて法統一の糸を束ねたところのものは、とりわけあなたによって代表された学問〔手形法・商法〕でした。やがてあなたはドイツ手形条例およびドイツ商法典の審議に卓越した関与をもち、そして、

あなたの知識のそしてあなたの経験の豊富さによって助けられてこれらの法律を創造してこられました。そしてこれらの法律をとおして、ドイツ法の小邦分立主義についての最初で決定的な破壊が遂行されたのです。五〇年前、ドイツ民族は共同の国家団体をもたないでいました。あなたはドイツ国民議会の作業に参加され、そしてその最良のそしてもっとも高貴なメンバーと結束して、それ以来栄光に満ちた方法で永く熱望された実現がこれらの諸目標となつてきているところの、高い諸目標を追求してこられました。そのようにしてあなたの生涯の努力と創造は、ドイツ私法学の建設と、ドイツ立法の転換期と、そして国民的統一の獲得と、結びつけられてきたように思われます。

あなたは、あなたの学問的活動の開始の喜びに満ちた記念日に、尊い仲間意識において衷心からのそしてもっとも誠実な祝意を表明することを、私たちにお許しください。願わくは、あなたに、さらに多年をつうじてあなたの活動の諸成果を自らに享受すること、そして不屈の仕事力において新たな成果を獲得された成果につけ加えることが〔神によって〕割り当てられてありますように。

ベルリン大学法学部

現・学部長ブルンナー (Brunner)、ヘフター (Heftner)

ベゼラー (Beseler) 、ブルンス (Brunns) 、デルンブルヒ (Dem-burg) 、ゲナイスト (Gneist) 、ベルナー (Berne) 、ゴールドシュミット (Goldschmidt) 、ヒンシウス (Hinschius)

【以上、猷皇の辞、以下・本論】

中世フランスの判例は、無記名証券を法律的に構成する最古の試みを伝えている。それは、所持人を代理権を与えられた者 (Bevollmächtigter) 、すなわち、独特の性質を有する主たる債務者の代理人 (procurator des creditor principalis) とみなした。フランスの法律家たちが、最も多くの場合に彼らの眼中に入つた無記名証券のメルクマールをとおして、すなわち裁判上の訴訟代理 (Anwaltschaft) に関する諸法規に対する無記名証券の実際上の例外設定をとおして、この解釈に自らを決定させたという事は、ありそうにないことではない。私が別の場所で証明したと信じているように、中世のフランス王国 (das fränkische Reich) および同様にドイツ帝国 (das deutsche Reich) においては、無記名証券 (Inhaberpapier) と指図証券 (Ordrepapier) の実際の意味は、主として、それらが(禁止されたかまたはそうでないとしても制限された) 裁判上の代理の代用物を意味することができたという点に基づいていた。フランスの無記名証券の歴史においてもまた、この要素は際立つた役割を演じている。以下の研究は、それ

ゆえまず最初に、訴訟代理に関する、より古いフランス法の諸原則を眼中に捉えるであろう。私は、この点においては、別の場所で確定した諸結果を引用することができるので、ここでは、無記名証券の歴史に直接または間接に関わるディテールへの特別の顧慮をもつてするその諸結果の方向づけの総括で足りるのである。

I 裁判上の代理の諸前提

フランク時代の部族法 (Stammesrecht) は、裁判上の訴訟代理を排除していた。ただ国王の特権のみが自己をあらゆる裁判所において代理させる権利を得させた。しかし真の緊急の諸場合においては、国王裁判所とミサ裁判所は、特権を与えられていない訴訟当事者に代理人を許すことができた。

フランスの慣習的な法源は、一三世紀以降、三重の法律状態を認識させている。いくつかの慣習は、代理を原則として許さず、そして代理人の任命をただ、合法的な障害により身体的に裁判所に出頭することが妨げられている当事者(無能力による代理人 *procurer par non puissance*) にのみ、または、例えば一三四四年までのシャンパーニュ定期市の法のように、国王の特権に基づいて許した。ノルマン法とアングロノルマン法においては、代理人の任命は、君主または国王の面前で

(*coram duce vel rege*)、あるいは、君主裁判所ならびに国王裁判所 (*in der curia duois bez. regis*) において許されている。フランスの裁判所の書式は、これとは反対に、それがパリの議會とそこで教育された法律家たちの影響のもとに流布し、そして、一四世紀以来、次第に慣習の全領域を従わせように、被告の代理を完全に許しているが、しかし原告の弁護士からは（最初はただ真の緊急の場合においてのみ付与されたところの）国王の恩恵状 (*lettre de grace*) を要求している。

我々の研究の対象にとって重要でないわけではない例外は、教会 (*Kirchen*)、キリスト教高位聖職者 (*Prälaten*) およびカトリック参事会 (*Capitel*) のために導入された。彼らは、恩恵 (*Grace*) がなくても代理人 (*procurator*) によって訴えることができる特権を獲得した。それは、無記名証券に関する教会の古文書集成 (*Chartrarien*) の比較的な乏しさが解明を助けている事実である。

一四世紀以来、恩恵状の付与は、特別な待遇であることをやめる。それはたんに故障の場合においてのみならず、それは五スウまたは六スウの伝統的な捺印料 (*Siegelgebühr*) を支払うあらゆる者に与えられている。代理人の任命は、いまやきわめて一般に用いられるものとなり、それゆえすでに一四世紀においては、原告が訴訟費用の計算の際にパリへの彼の旅行の経費をもまた計上したとき、原告は自ら来る必要が

なかつたゆえに、この費目は非難されたのである。¹⁰⁾ 国庫の理由から、ひとは恩恵状の要件を中世の最後に至るまで固く維持している。一四八三年にはじめて、トゥールの一般等族集会 (*allgemeine Ständeversammlung zu Tours*) の懇願に基づいて、許可状 (*Gunsbret*) は無用のものと宣言された。

無記名証券がこの革新の前に示さなければならなかつた實際的な諸利益の理解を獲得するために、ひとは自己を（フランスの裁判所の書式 (*stilus curiae Franciae*) の支配のもとにただ彼の氏名だけを記載する債務証券に基づいて訴えを遂行すべきであるが、訴えを自ら遂行する意思も能力もなかつたところの）債権者の地位へと置き換えたのである。そのような者は、まず第一に恩恵状 (*lettre de grace*) を手に入れなければならなかつた。より以前の時代においては、その者は恩恵状をただ彼が真の緊急性を証明した場合にのみ入手したが、後にはそのような証明なしに入手した。許可状の費用を、彼はもちろん自ら負担しなければならなかつた。費用は、執筆料金 (*Schreibgebühr*) において、および、国王官房の捺印 (*das königliche Kanzleisiegel*) のための料金において存在した。彼が代理人 (*procurator*) を任命したときは、この代理人に代理権証書 (*Vollmachtsurkunde*)、プロクラトリーウム (*procuratorium*)、委任状 (*procurator*) が作成されているに違いな

った。プロクラトールウムはきわめて広範に作成されていた。なぜなら公証人たちは、執筆料金を高額につりあげるために、それにすべての考えられる条項を盛り込むのを常としたからである。「レミ部族の実務書」(liber practicus Remensis)は、「余分な言葉のない、良いそして短いプロクラトールウム(bo-num procuratorium et breve sine superfluis verbis)」を掲載しているが、その推奨は、短いプロクラトールウムは原則を構成しなかつたことを推測させるのである。広範さの真の怪物は、ブティイエ(Boullier)における例とボーマノワール(Beaumanic)における例である。それが、法書の執筆者たちが勧告していること書式である。実務においては、代理権証書は、とくに、証書が行の数に従って支払われた場所では、「公証人たちの貪欲さと飽くなき冗長さによって(per notarium voraginem et ambitum insatiabilem)」¹⁰おそらくしばしばさらに委曲を尽くした長いものとなっていたであろう。それゆえプロクラトールウムのための規定料金が比較的高額であったことは、怪しむに足りない。一定の証書の種類のために固定した規定料金を設定する個々の公証人の料金表は、単純な債権証書のためよりもそれを三倍または四倍高額にさせている。

しかし代理人もまた費用がかかったのであり、そして、弁護料の高さについての嘆きは今日にはじめて由来するもので

はない。フランスにおいては、弁護士と代理人は彼らを取る多額の報酬によって国全体を食い尽くすという理由から(pource que li advocat et procureur mangent tout le pays par les grans salaires que il prennent)¹¹、すべし一三三〇年の命令(Reglement)がパリのシャトトレ(Chatelet)での弁護士および代理人の規定料金を指示しているのがみられた。¹⁰

債務者が債権者の代理人を満足させるときは、同様にひとつの困難が生じた。債務者は、代理人の受領証(Quitung)をもって満足することはできなかった。なぜなら、この受領証は、債務者がそれに加えて(受領証の作成者が事実、債権者の真の代理人として受領したこと)証拠方法を手中に有しなかつたときは、債務者を同じ債務の再度の行使に対して保護しなかつたからである。より厳格な見解は、この目的のために債務者へのオリジナルな代理権(証書)の引渡し(Uebergabe der Originalvollmacht)を要求した。¹¹より緩やかな見解は、代理権の通常の譲渡証書(Transscriptum sollemne der Vollmacht)をもって、または、代理人の(公証人の作成した)受領証の中への代理権の文言とおりの採用をもって、満足した。¹²

以下に示されるように、無記名証券が、そして部分的には指図証券までもが、訴訟代理人に関する諸規範を無視しそしてそれにもかかわらず代理へと到達することの手段を何の拘

東もなく提供したとき、訴訟上の代理の諸制限、仰々しさおよび諸雜費が、この手段を実り豊かな方法で利用する豊かな機会を提供したのである。

II 債権の譲渡可能性

ゲルマン法は「債務者は（彼がその者に給付することを約束したところの者以外のいかなる者に対しても）給付する義務を負わされない」という原則を有した。それによって債務者の同意なき債権の譲渡は、債権が譲渡される第三者がはじめから債務約束の中へと取り込まれていたのでないときは、排除されていた。最も長い間イギリスのコモンローは、この原則を堅く守ってきた。⁽¹⁴⁾それは、古典ローマ法と同様に、債権の譲渡をただ代理権授与の方法においてのみ許した。債権譲受人は弁護人 (Advocatus) とみなされたのであり、彼は自己の名においてではなく、ただ債権譲渡人の名においてのみ訴えることができた。代理権は代理権授与者の死亡をもつて消滅したので、彼は、そのような場合において債務者に対して訴えることができるためには、債権譲渡人の相続人とまたは遺言執行者と話をつけなければならなかった。一八七三年八月五日の最高法院法 (The Supreme Court of Judicature Act, 36 u. 37 Victor. c. 66) は、はじめて「債権は、書面的な

債権譲渡によって、かつ、債務者の書面による通知 (通告) という前提のもとに、完全な効果をもって他人へと譲渡される⁽¹⁵⁾」という一般的な法規を導入した。

ドイツにおいては、債権の譲渡可能性は、すでにより以前に、外国法の継受とほぼ同時にそしておそらくはその結果においてもまた、浸透している。もつと古い法によれば、債権の譲渡は、債務者の意思なくしては許されなかった⁽¹⁶⁾。もともとの債権者が債務者をして債務を新たな債権者に約束することを惹起させたことをとおして、もともとの債権者の地位に他の者が置かれることができた。ザクセンシュピールゲルの精華は、この行為を「誓いを変更すること (das Gelübde verwan-deln)」と名づけている。すなわち、その行為は、債権の譲渡 (Abtretung) としてではなく、更改 (Novation) として現れている⁽¹⁷⁾。裁判上の代理が、いまや特定の諸場合においてであれ、一般的にであれ、許されたときは——それは諸都市において実現された発展であるが⁽¹⁸⁾、ひとは訴訟代理権の付与を、債務を債務者の同意がなくても実際に他の者に与えるためのひとつの手段として利用した。債権譲渡 Cession (証明 Beweisung) は、それゆえドイツ法においてもまた、まず最初に、ローマ法やイギリス法においてそうであったように、代理権の衣装において現れている。ドイツにおいてもまた、債権譲渡に関する最古の諸法規は、同時に、訴訟上の

任意代理に関する諸法規である。授權 (Ermächtigung)、支配力付与 (Gewaltgebung) は、多数の法において裁判所前に行われている。債権譲受人の訴えは、(それをおして債権譲渡人が債権譲受人に債務を請求する力を与えたところの)代理権に基づいて提起されている。ただ執行力ある請求権だけが、代理権の一般的許容性が執行請求権 (Execution-sanspruch) すなわち「行使される権利 (behoben Rechts)」の追求に制限されている場所であつその限りにおいて、譲渡される。債権譲受人が死亡するときは、彼の代理権は相続人に移転しない。ドイツ債権譲渡の歴史におけるさらなる段階を示すのは、証書によって証明される(債権譲渡人が、自己を債権譲受人に対して既判力をもって拘束するために、代理権授与に《それをおして債権譲渡人が債権譲受人の利益のためにあらゆる自己の勢力を放棄するところの》法律行為を付加する²⁴⁾という)慣習の登場である。

債権の譲渡可能性の欠缺を回避するために、フランク時代およびドイツ中世の法的取引は、指図文句を伴う債務証書と持参人文句を伴う債務証書を用いた。それゆえ、いったいフランスにおいてもまた、中世の指図証券および無記名証券が同じ機能を果たしたか、それともそうではないとしても類似の機能を果たしたに違いないかどうかの問いが、我々に歩み寄るのである。

ことがらは、フランスにおいては、いずれにせよドイツにおけるとは異なっていた。債権の譲渡可能性は、慣習法においては原則を形成してきているようにみえる。それは、慣習法の個別素材に対する外国法とその学説の影響が、フランスの法文献の成立に先立つ時代へと帰することから説明される現象である²⁵⁾。ただ北フランスの二三の慣習のみが、正反対の立場をかなり長い期間をつうじて確保してきているように思われる²⁶⁾。

債権の譲渡の最も古い諸例のひとつを含んでいるのは、一二一九年のノルマン「中世ノルマンディー公領」の最高法院 (Schiquier) の判決の諸集成である。ステファン・フォン・コテヴラン (Stefan von Cotevran) がラデュルフ・グランダン (Radulf Grandin) から、後者がステファンの父に対して債務を負っていたある種の債務 (quoddam debitum) を要求する。ステファンが妻を娶ったとき (quando uxorem duxit)、彼に彼の父がこの債権を贈与し、そして債権譲渡証書 (Causionskunde) を振り出していた。被告であるラデュルフ・グランタンは反論した。すなわち、「なぜなら、私はその債務を負担していたが、しかし、前述のステファンの父は、私にその債務を(そのときから私がもっているところの)彼の証書によって免除したからである (quia debitum illud debeat, sed pater dicit Stefani ei debitum illud quitaverat per cartam

suam quam inde habeat.」と。被告によって提出された(そ
 の中でもともの債権者が自己を満足させられたものと表示
 した)証書は読み上げられ、そして「それゆえ諸事実が存在
 したのは、前述のステファンがその贈り物を彼の父からもら
 った後のことであつた (quod facta fuerat [= fuerant?])
 postquam dictus Staphanus domum illud habuerat de patre suo.)」
 ことが明らかとなる。国王裁判所 (Königsgericht) は「ラ
 デュルフによって提出された証書 (carta) は有効ではない。
 そしてそれゆえステファンは彼の債務 (＝彼の債権) を有す
 るであろう (et quod Staphanus habeat debitum suum)」
 と判決した。債権譲渡人は、それゆえ、行われた譲渡後に債
 権を処分する権利はないものとみなされる。債務の消滅に関
 する彼の証書は、それが債権譲渡証書よりも新しいゆえに無
 効であり、そして債務者は、債権譲受人への支払いへと敗訴
 判決を受けるのである。債務者が債権譲渡人によって免除さ
 れたとき、債務者が債権譲渡について知っていたかどうかは、
 明らかではない。しかしいづれにせよ、行われた通知 (Signi-
 fication) (通告 Denunciation) の時点について(より初期の
 フランス法によれば「たんなる移転は所有させない (simple
 transport ne saisit point.)」という原則に従つて行われなけれ
 ばならなかつたであろう)顧慮が払われなかつたことは、特
 徴的でありつづける。

一三世紀後半からの一連の債権譲渡の例は、明白な諸理由
 からカノン法の強い影響がすでに早期に通用した都市である
 ランス (Rheims) の参審裁判官 (Schöffen) の判例である。

一五三年の参審裁判官の判決²⁶⁾被告の債権者は、彼の債
 権を彼自身の債権者に譲渡してしまつてゐた。後者(譲受人)
 の訴えに対し、被告は「私は、それ(訴え)が他人(譲受人)
 によってなされたことのゆえに、その他人に応訴することを
 欲しない (qu'il ne l'en voloit mie respondre pour ce que c'estoit
 d'autrui fait.)」と反駁する。判決は、しかし、被告は(彼
 がその訴えに対してもともの債権者への支払いを主張して
 いるところの)訴えに応答しなければならぬ、と述べてい
 る。われわれの問題を扱っているこの最古のランスの参審裁
 判官の判決においては、被告は、より古い法解釈に従つて、
 債権譲渡は彼の行為すなわち債務者の行為ではなかつたゆえ
 に、債権譲受人に対してたんに応訴を拒絶していることが特
 筆される。

一二九八年の参審裁判官の判決においては、原告は、被告
 の婿が(被告がこの婿に結婚の理由によつて (par raison de
 mariage) 約束したところの)三〇リーヴルの債権を原告に
 譲渡したことを援用する。そして前記Vと彼の妻であるMは、
 この債権についてその者B(原告)に対して(彼がこれらの
 三〇リーヴルについてもつていた、そして、もつことができ

る)すべての権利を与え、そして、彼の事件についての確實な代理人とさせた (Et li dit V. et M. sa femme ont donné a celui B. (dem Kläger) tout le droit qu'il avoient et peent avoir en ces XXXI. et fait certain procureur en sa chose.)。明らかに十分に、債権譲受人を自己の利益のための代理人 (procurator in rem suam) と称することは、ローマ・カノン法からの承継性という由来を露呈している。¹⁶⁾

ポーモノワールは、ときおり債務証書に向けた承継について語っている。債務証書が(遅滞の場合には、損害の高は、たんなる文言をとおしてまたは債権者の宣誓をとおして確定されるべきであるという)証明契約 (Beweisdinge) を含むときは、この契約は、債務者をもととの債権者の権利承継人に対する関係においては拘束しない。すなわち、証書が債権者の相続人に達するとき、または、この相続人が証書を第三者の手へと与えるとき(もし彼が証書を第三者の手へとおくと *si il met la lettre en autrui main*)、または、証書が債権者の悪行により彼の財産とともに彼の主人から没収されてしまっているときは、証明契約は債務者を拘束しない。遅延損害は、その場合、権利承継人によって、ポーモノワールが当事者宣誓をそれに数えなかったところの証拠をとおして証明されなければならない。その地位は、債務証書の交付 (Begebung des Schuldbriefes) をとおしてする債権譲渡の可能性

を前提としているのである。¹⁶⁾

きわめて確定的にイエルサレムの短期定額の陪審裁判 (Assisen der baisse court) は、債権は債務者の意思なしに譲渡されうると言明している。¹⁶⁾ 債権譲渡の認識なしに債権譲渡人に支払った債務者を免責されたものと説明しているドゥ・フォンテーヌ (De Fontaines) XV 49 においては、譲渡性が前提とされており、同様に、債権譲渡の告げ口の後に債権譲渡人に支払う債務者は免責されないとするマズユエ (Mazuer) において、さらに、訴えを提起する債権譲受人から債権譲渡の証明を要求する権利を被告に承認する一四三七年のアンジュウ (Anjou) とメーヌ (Maine) の慣習においては、譲渡性が前提とされている。

後に債権譲渡のための技術的なものとなった呼び名である *transport* (移転) という表現は、この適用においては、私の知るところでは、最初に一三四四年のシャンパーニュ定期市の改革のための勅令 (Ordonnanz pour la reformation des foires de Champagne von 1344) において出会うのであって、それは二二条において、「いかなる商人も…前述の市場の封印の下にあるのではないときは、彼らの債務の移転も運搬もさせることとはできない (que nuls marchanz…ne puissent faire transport ne portage de leur dettes, se n'est sous le scel des dites foires)」と規定している。¹⁶⁾ 市場の封印という要件は、債権

譲渡がただ書面によってのみ行われることができたことを前提としてゐる。

フランス法が債権譲渡に関する慣習の公的な編集に従つて形成した諸原則、中世の資料の中で最も近くに位置しているのは、一四世紀後半のポアトゥー地方 (Poitou) のための編纂である『裁判所の法と命令の書』(Livre des droitz et des commandemens d'office de Justice) である。³¹⁾ この資料の(必ずしも完全に明瞭ではなく個別においては矛盾している)叙述から、かなりの確実性をもつて以下の諸命題が獲得される。債権者は、二つの方法で、すなわち、legacion 使者 (delegacion simple 単純使者もまた) をとおして、および、cession 債権譲渡 (ou donnoison または贈与) をとおして、彼の債権を他人に譲渡することができる。使者は、債権者が債務者に彼(債務者)が債務を第三者に支払うことを委託する場合に存在する (qu'il paie la dette a un autre)。類似の方法において、後のフランスの判例は、移転譲渡 (transport-cession) と単純委任の移転 (transport de simple delegation) を区別しており、そのうちの前者は債権の所有権を譲渡し、これに対して(更改 (Novation) と) ではなく、単純な指示の委任 (delegation de simple indication) と) して解釈されなければならないといふ(後者においては、債権の所有権は指図人にとどまつてゐる。債権譲渡は、われわれの資料によれば、債務のすべて

の権利 (tout le droit de la dette) を移転する効果を有するが、それはしかし債権譲渡証書を必要とする。行われた委任または債権譲渡にもかかわらず、しかしもともとの債権者は、以下の三つの場合を除いては、債務をまだ要求することができ(その三つの場合とは) ①受任者または債権譲受人が債務者に訴えを提起し、そして争点決定が行われた場合、②彼が債務の一部を受領した場合、③彼がそれについて(債務について) 債務を免除した、など…のときに (s'il en (de la dette) avoir quicquid le debteur, etc…) 彼が債務者に受領証を与えた場合(である)。編纂者は、明らかに、彼が、そのうちの最初の二つがコーデックス第八卷四一節「更改と委任について」第三法律 (lex 3 Cod. de novat. et deleg. Ⅳ4) から引き出されるこれらの諸場合に、さらに債権譲受人による通知の場合を付け加えるべきであるかどうかについては、〈「など etc.」およびその模範である引用された第三法律との比較、ならびに、詳論全体の最初が明らかになっているといつてよいように〉、必ずしも明らかではなかつた。すなわち、これらの詳論の頂点に、編纂者は、「債権者が債務証書を支払いに向けて与えた場合には、債務者は、(債権譲受人が債務証書を呈示して、債権が彼に譲渡されていることを、債務者に対して示した、すなわち通知した (cut dénoncé) と) きは、債権譲受人に対してのみ支払つてよい」という命題をお

いている。しかし編纂者は、直ちに「ひとは反対のことを主張することもまたできるであろう (et bien peut l'en tenir le contraire)」と付け加えている。債務証書の占有からは、債権の権利は結果しない。なぜなら占有者は、債務証書を詐欺によって (par fraude) 獲得したことがありうるからである。著者は、問いを、彼が不確実であると感じたゆえに、未解決のままにおき、それゆえ、後の法が債権の占有把握として解釈する諸場合を列挙する際に、通知を掲げていない。編纂者が書かれた法の權威にもかかわらず通知の効果を詳論している不確実性から、一四世紀における慣習的法律生活は、まだ通知 (Denunciation) (後の通知 (Signification)) に (一五八〇年のパリの慣習の以下に詳論されるべき知られたる箇所に基づいてそれ「通知」に付与されてあるべき) 法律効果を与えるまでには、到達していなかったことが結論づけられてよい。

最北部の慣習のうち二三のものは、債権譲渡を知らなかったようにみえる。ブティイエ (Boutillier) は、彼の『田舎大全』(Somme rurale) の中で、債務者の同意を前提としたところの更改 (Novation) について語っている。直接それに基づいて、彼は、権利の売却 (venditio nominis) を「売主がそれに従って買主に訴権を譲渡することができるところの」書かれた法に従って取り扱っている。そこからしかし彼は、「か

れの債務を変更することについて (de muer sa dette)」という表題のもとに、独立にかつ無制限に次の命題を設定している。すなわち、

「あなたは、いかなる者もその意思に反して、その者がある者に対して支払うべきであるところのものを、第三者に支払うことを強制されることはできず、強制されるべきでもないことを知ることができるし、知るべきである。」(tu peux et doit scavoir que nul ne peut ne doit ester contre sa volonte contraint de payer à l'autre, ce qu'il doit à l'un.)⁴³

それは、債務者の同意なき債権譲渡を決定的に排除する記述である。また、ブティイエは、持参人証券 (billet au porteur) の所持人に「彼が債権を必ずしも完全に譲渡可能なものとはみなさないことを推測させる」という方法で支払うという債務者の債務負担を強調している。⁴⁴

同様に、ルール (Lille) の法は、債権譲渡を許していない。債権者は、ただ所持人がそこから自己の利益のために、しかし債権者の名において執行を行うことができるという効果を持つ、執行力ある証書だけを交付することができる。それが債務者の反対の結果において、対審の手続きへと至るときは、債務者は債務証書の所持人に応訴する必要はなく、むしろ債権者が身体的に裁判所の前に現れなければならない。外国人は、ルール上の債務者に対し、決して執行手続きのために第三

者を彼の代りに置くことは許されない。⁴⁶⁾

債権譲渡が慣習法に従って許されている限りでは、それは〈債権譲渡人の債権債務的権利を譲渡する〉債権の眞の譲渡として現れている。この資料の中でときおり表明される解釈とは反対に、債権譲渡人は債権譲受人をまねならず彼の代理人に任命することは、観察されてはならない。なぜなら代理人文句の適用は、フランス法においては、用心のため(aus Vorsicht)または訴訟的な目的のために(zu prozessualischen Zwecken)、まったく疑いのない権利譲渡に拡張されたからである。かくして年金の贈与に「拡張された」。

「一二九五年のランスの参審裁判官の判決は、〈彼がそれによって前述の資料を前にしてもっておりかつもつことができた〉すべての権利とすべての訴権を彼らに与え、そして奪い、そして彼らを〈それを取りそして彼らの物として受け取るべき〉代理人とする。⁴⁸⁾」(avait donnet à eus et outroiet tout le droit et toute l'axion, qu'il avoit et pooit avoir en devant dit sources et les fait procureurs d'en penre et dou recevoir comme la leur chose.)

〔また〕土地の譲渡に「拡張された」。

一二二七年の証書。売主は、ディー(Die)の司教に二つの城館を移転する。『私は、前述の土地のために…人的ならびに物的なすべての権利とすべての訴権を彼に譲渡する。』

とによって、前述の司教を〈彼の利益のために前述の司教職の名をもって存立する〉代理人として…持った。⁴⁹⁾」(cedendo ei omnia iura et omnes actiones tam reales quam personales que vel quas pro dicta terra…habebam…dicum episcopum in rem suam nomine dicti episcopatus constituendo procuratorem.)

一四世紀においては、買主および質権者は、自己を移転者または質権設定者の〈売却されたかまたは質入された〉土地のために自己の利益のための代理人(procurator in rem suam)に任命させることは、慣行的な用心の措置とすらなっている。⁵⁰⁾

自己の利益のための代理人文句をさまざまな証書に挿入するという公証人の慣習は、その出発点をイタリアに有している。すでにイタリアの公証人は、権利の譲渡に用心のために「アクチオの譲渡(cessio actionum)」を付加することを好んだ。それは、やがてその側から、再び、自己の利益のための代理人を招来した文句である。⁵¹⁾

代理人文句をとおしての年金または土地についての所有権譲渡が権利譲渡であることをやめなかつたように、その文句は、債権譲渡の法的性質について何ものも変更しなかつた。

我々は、むしろ代理人文句を、債権譲渡の私法的解釈のためには、考慮の外に置くことができる。⁵²⁾債権譲受人は、実際上、権利承継人として扱われたのであつて、たんなる代理人とし

て扱われたのではなかった。彼が債権を裁判上行使すること
を強いられたときは、彼に対しては、訴訟代理人に関して存
在したところのあの制限は適用されなかった。債権譲受人は、
訴訟を提起するためには、例えば、債権譲渡人の名に向けた
恩恵状を獲得することは必要ではなかった。

一五二〇年のバリの慣習は、一七〇条において「単純な移
転は、まったく所有権を与えない」(un simple transport ne saisit
point.) という知られたそして多く議論されてきた命題を含
んでいる。⁹⁵⁾ 同じ思想を一五二〇年のクサントンジュ (Xant-
longe) の慣習は、それが「事実上不安のない単純な移転は、
所有権を与えない」(transport simple sans apprehension de fait
ne saisit.) というとき、表現しているように見える。より新
しい一五八〇年のバリの慣習は、一〇八条において一五一〇
年の編集のあの命題を「そして、当事者への移転を意味する
こと、および、執行する以前にそれについて謄本を与えるこ
と、が必要である」(et faut signifier le transport a la partie et en
bailler copie auparavant que d'exécuter.) と「う言葉をととし
て補充している。一五八〇年の命題が含んでいる表現におい
ては、その命題は、(債権譲渡は、通知またはそれと法的に
同列に立つ行為において有効となること)、それゆえ(その
時までは債務者は債権譲渡人に有効な方法で支払うことがで
き、そして債権譲渡をより早く通知した第二の債権譲受人は

第一の債権譲受人に優先すること)⁹⁶⁾、という意味を獲得した。
「単純な移転は、まったく所有権を与えない」(simple trans-
port ne saisit point.) という命題がもともと何を意味したかは、
高い程度において疑わしい。その成立を法史的に解明する真
剣な試みは、これまでほとんどなされてきていない。ローマ
法からは、しかしながらその命題は、当然に、導かれること
はできない。⁹⁷⁾ 歴史的な関連点は、私の考えでは、占有取得
(Saisine) の中世的理論において探求されなければならない。⁹⁸⁾

そのことについてどうあるにせよ、やはりいずれにせよ、通
知 (Signification) がすでに中世法において(ひとがそれに
あの法原則に基づいて付与するのがつねであるところの)あ
の意味を有したことは、きわめてありそうにないことである。
すでにワルンケーニツヒ (Wankönig) とビーネル (Bienen)
は、この点について疑いを表明してきている。一二一九年の
先に本書一六頁で言及された判決と一二五三年の参審裁判官
の判決⁹⁹⁾は、債権譲渡人をおして行われた通知に考慮を払っ
ていない。それが要件であったとすれば、『法と命令の書』
の著者は、そのように拙劣な方法においてはではなく、通知に
ついて表明することができたであろう。より古い資料は、通
知にそもそも言及せず、一部分明示的に、債権譲渡そのもの
を通して権利移転が生じていることを説明している。マズユ
エ (Mazuer) は言う。「債権譲受人は、債務者に債権譲渡を

暗示し、そして、債務者に債権譲渡人への支払いを禁止することが出来る。この暗示が証人の前にそして債権譲渡証書の呈示のもとに行われることが、有益である」と。しかし彼は、慣習法からはそれは不可欠なものではない (*de consuetudine non est necessarium*)、と付け加えている。⁽⁶⁵⁾

それゆへ債権が債権譲渡行為そのものを通して債権譲渡人 (*auf den Cedenten*) (債権譲受人の誤植か? 訳者) へと移転したときは、それにもかかわらず債務者は——それはいかなる法においても異なりえないように——彼が債権譲渡の認識なしに債権譲渡人に支払ったときは、免責されたものとみなされなければならなかった。特別の地位をとるのは、その行使のために債務証書が法的に不可欠であったところの表章された債権である。債務証書が呈示証券の性質を有し、⁽⁶⁶⁾ そして債務証書が債権譲受人に債権譲渡の際に移転されていたときは、債権譲渡人には、債権を行使する手段が欠けており、そして、債権譲受人は、債務証書の占有をとおして十分に保護された。

債権譲受人は、債権譲渡人に与えられた債務約束とそのカウザの場合によつては証明する債務を、同様に、行われた債権譲渡の証明を行う債務を、負わされている。⁽⁶⁶⁾ この証明は、規則的に債権譲渡証書 (*Cessioninstrument*) をとおして行われ、そして、二三の法は、債権譲渡の書面性をその有効性の

本質的な前提とさえしたのである。⁽⁶⁶⁾ 債務が表章された債務であったときは、債権譲受人は支払いをする債務者に債務証書を復帰させなければならなかった。なぜなら慣習は、債務者は、彼が支払ったときに、それによつて彼が債務を負わされたところの証書を手中にして取り戻すべきである、というものであるからである (*car est tele le costume que cascuns doit quant il a paieé repene par devers soi les lettres par les queles il s'estoit obligés.*)。債務証書が執行力あるものであるときは、債権譲受人は、自明のことながら、債務証書なしには執行を要求することはできなかった。さらに二三の慣習は、債務証書が債権譲受人の手においては執行力を失い、そして、訴えをとおして行使されなければならないという解釈を有した。⁽⁶⁶⁾ 債務証書が呈示証券として取り扱われる場所であつその限りでは、債権譲受人には、譲渡された債権の行使は、債務証書なしにはそもそも閉ざされている。⁽⁶⁶⁾

III 持参人文句

無記名証券 (*Inhaberpapier*) は、それによつて証書のあらゆる所持人に何かが給付されるべきであるかまたは権利が帰属すべきであるところの、持参人文句をとおして特徴づけられる。持参人文句 (*InhaberKausal*) から、指図文句 (*Order-*

(Kausel) は区別されなければならぬ。それは、特別の詳論に留保されたままである。指図証券 (Ordre papier) は、まだ未確定のひとに給付がなされるべきであるかまたは権利が帰属すべきであることを、無記名証券と共通に有している。しかしながらこのひとは、所持そのものの事実をとおしてではなく、とくに名指しされた者の将来の意思行為をとおして、決定されるべきである。それによつてあらゆる所持人に給付がなされるべきであるか、または、権利が帰属すべきであるところの文句は、フランスの証券において、古いイタリアの証券におけると同様に、二つの主たる形式において、すなわち、選択持参人文句として、および、純粹持参人文句として、現れている。選択持参人文句は、とくに名指しされた者または所持人に、給付されるべきであるかまたは権利が帰属すべきであることを意味し、純粹持参人文句は、証券の所持人に、給付されるべきであるかまたは権利が帰属すべきであることを意味する。

フランスの証券集 (Chartularen) と証券本 (Urkundenbücher) においては、持参人文句は、必ずしもしばしば主張されていない。教会の証券は、持参人文句をほとんどまったく用いていない。印刷されている教会外の証券には、とくに (支払い後には引き裂かれまたは切り刻まれるのがつねであった) 債務証券の手續が支配している。持参人文句は、それに

もかわらずかなりしばしば用いられていたに違いない。なぜなら持参人文句は、法書においてはしばしば、判例の中ではいくどか、言及されているからである。すでに一三世紀の慣習法典、すなわち、ボーマノワール、『ペアルン地方の裁判権』、『アルトワ地方の古代慣習』 (die anciens usages d'Artois) は、持参人文句を知っていた。一四世紀と一五世紀からは、シャトレの公証人の慣習、いわゆるデマールの判例集、ブテイイエ、ノルマンディー公国の最高法院の判例、ヨハネス・ガルス、フランスの大慣習法典、マズユエ、そして一四八一年のランスの慣習が、証拠として言及されなければならぬ。一六世紀のためには、パリの証券における選択持参人文句の適用が、一般的な使用として証言されている¹⁰⁰。

選択持参人文句を伴う証券の例

最古の例にとどまっているのは、さしあたりはまだ、一三七六年のフランドルのマルガレータ (Urkunden Margaretha's von Flandern) の知られたる証券である。その中で彼女は、彼女の金庫に (フィリップと彼の仲間たちに、この者たちまたはこれらの証券をあなたに引渡すであろう者に対して、一定の金額を支払うことを (a Philippou et a ses compagnions devant dis u a celui ki ces presentes lettres vous delivra.)) 指

図している。⁽⁸⁰⁾

ボーマンワール (二二八三年) は、三五章二〇節 (cap.35, §.20) で土地の売却に関する書式を提出している。売主は担保を提供することを約束する。「そしてこのことを守るために、私は、彼が訴える何らかの裁判によって正当とされるときは、前述ジュアンまたは彼の相続人またはこれらの証書を所持するであろう者に、私と私の相続人およびすべての私の財産を義務づけた。」(Et à ce tenir ai je obligié moi et mes hoirs et tout le mien...à estre justicié par quelconque justice il pleiroit audit Jehan ou à ses hoirs ou à celui qui ces lettres porteroit.)

一二九一年のフランドルの証書においては、商人は、ジャンにまたはこの証書を所持するであろう者に (a Jean ou a celui qui cette lettre portera) 支払う債務を引き受けている。⁽⁸¹⁾

一二九九年のシャンパーニュ市場の管理者たちの委任 (Mandat der custodes nundinarum der Champagne von1299)。バール・シュール・オーブ (Bar-sur-Aube) の市場を訪問したミラノの商人は、途中でジャン・ペーラ (Jean Peirat) とかいう者によって完全に略奪された。略奪品は、ドゥ・ラ・ロツシュ伯爵 (Graf De la Roche) の城へと運ばれた。市場の管理者は、それゆえ、ドゥ・ラ・ロツシュ伯爵に、前述の商人またはこれらの証書の所持人に：一〇フロリン…または

十分な価値を返還しまたは回復させること (de) rendre et res-taillir...au dit merchant ou au porteur de ces lettres les diz florins...ou la souffisant valour) を要求している。委任は、たまたま被害を受けた商人の代理人としてもまた記載されている所持人から、ドゥ・ラ・ロツシュ伯爵に呈示されている。伯爵が熟慮期間を懇願したのち、呈示の行為について、プザンソンで公証人の拒絶証書 (ein notarieller Protest) が記録されている。⁽⁸²⁾

一三三五年の債務証書⁽⁸³⁾「われわれは…返還しかつ支払うことを前述ジェラールに…またはこれらの現在する証書を手の中にするであろう者に約束する」(nous promettons... à rendre et à payer au dit Gerard...ou à celui qui ces presentes lettres ara par devers lui.) と。ジェラールまたは証券所持人が債務者の遅滞をとおして損害を受けたとする場合には、債務者は、損害を (彼 (ジェラール) またはこれらの証書の所持人がその単純な言説をその他の証拠なしに行うことを命令するであろう) とお (comme li (Gérard) u li porteres de ces lettres droit par sa simple parole sans autre preuve faire)) 高⁽⁸⁴⁾におつて賠償することを約束する。

ブティイエにおける穀物地代の売却に関する「債務 (obligation)」の書式においては、契約違反に基づく売主の違約金は、(その者に対して前述の当事者がこの現在の債務のすべ

ての訴権と効力を意思によって約束したところの前述の買主またはこれらの証券所持人が、規律することをいっそう気に入るであろうと云うの (que mieux plaira ordonner audit acheteur ou porteur de ces lettres, à qui toutes les actions et vig-neurs de ceste presente obligation est promise par le gré consentement et accord des dicles parties...) 一〇〇スウまたは五ペニビの金額であるべきである。結局、地代の売主は、彼に買主またはこの(証券)の所持人に対する関係で (Käufer ou le porteur de cesles (lettres)) 帰属しうるすべての抗弁権を放棄しているのである。

『ペアルン地方の裁判権』の付録は、バイイ (Bailii) に向けられた裁判権の委任を含んでいる。すなわち、彼 (懇願者) またはその現在の所持人があなたの証書または権利をひとびとに強制しそして強制することをさせる…委任は、主任司祭が与える (mandam... que compelliatz et compellit fasatz... las personas qui ege (dar Impefran) o son man portador de las presentz vos mostraran o nomeran que dar lo deyan.)¹⁶⁾ バイイは、とくに名指しされた当事者またはこの委任の所持人が債務者として記載するであろうその人々に対して、執行を行うことを催告されている。¹⁶⁾

フランスの大慣習法典は、債務 (obligation) の以下の書式を提供している。すなわち、パリに住むラシヤ製造業者

で商人のジャン・ドゥ・バイユーは、保証として、…いま現在、同様にパリに住むジュアン・デ・シャンに、または、所持人に、借入金に基づく…一〇トウル・リーヴルの金額を支払う義務を負うことを告白する (Jehan de Baillieu marchand drappier, demourant à Paris... confesse devoir à gaige à Jehan des Champs aussi demourant à Paris à ce present ou au porteur etc. la somme de X livres tournoys... pour cause de prest).¹⁷⁾ それの中に次のように書かれている年金設定の特許状 (bre-vet de constitution de rente)。すなわち、ギユイヨーム・ロカールは…買主…であるギユイヨーム・ゲルソン先生に…二四ノルで…売り、設定し、そしてそれらを持ちかつ取ることについて担保することを約束する。そして前述の売主は、前述の買主、その相続人、または所持人に…毎年クリスマススの日に…返還し支払うことを約束し、そして保証する (Guillaume Coquart... vent, constitue et promet garantir à maistre Guillaume Guerson... acheteur... 24 solz... à les avoir et prendre et que ledit vendeur promet et gaige... à rendre et payer au dict acheteur, à ses hors ou au porteur... par chascun an au jour de Noël)¹⁷⁾

一四四二年の年金証書 (Rentebrief)。前述の教会の代理人または受領者によって、または、これらの現在する証書の所持人によって受け取り、徴収し、受領し、そして所有すべ

き…年金を与える…相続可能な終身年金。前述のフィリップは、代理人、受領者、または、それらの〔証書の〕所持人に、毎年あらかじめ準備金を返し、支払うべきを…約束した〔rente héritière et perpétuelle à prendre, lever, recevoir et avoir par les procureurs ou receveurs de la dite église ou par porteur de ces presentes lettres…laquelle rente…il dis Philippe a promis… rendre et paier dores en avant tous les ans au procureur, receveur ou porteur d'icelles〕⁶⁾。

純粹持参人文句を伴う証書の例

一二八一年の持参人指図 (Inhaberangewiesung)。修道女マリ・フォン・ダンピエール (Schwester Maria von Dampierre) と幾人かの信者たちは、フランドルの武部卿 (Marshall von Flandern) に、フランドルの伯爵夫人 (Gräfin von Flandern) の遺言に基づいて彼らに帰属している満期の到来した定期金 (Rente) を、指図の所持人に支払うことを指図する。「われわれはあなたに、あなたがこれらの証書の所持人に一五〇〇パリ・リーヴルを支払いかつ引き渡すことを、そして、ギユイ・カン・ドウ・フランドル殿は…われわれの高く貴い署名者ギユイヨンが完全にその債務から免脱されるときに…これらの証書の記録によって説明すべきであることを、懇願する

(nous vous prions ke vous au porteur de ces lettres payez et délivrés les 1500 livres de paris, ke…Sire Guis cuens de Flandres …doit…et en quittons boement no très haut et chier singneur Guion conte…par le tesmoignage de ces lettres.)⁷⁾

一二八四年の持参人私の定期金証書。リール市は、かつてのジャックモン・ルシャールの魂の救済のために、彼の妻マグリタン (Magrtaim) と彼女の両親に対し、リール市の貧民取締官に定期金を支払う債務を負担した。支払いがなされないときは、「われわれは、それがいかなる者であるとしても、この証書をもつひとに、すべての価格とすべての損害とすべての費用を、…その前述の者または彼の受任者に (…), その他の証明なしに、返還しそして回復することを守りそして約束するであらう (nous seriens tenu et prounmetons à rendre et a restorer a le persone qui cheste lettre avoit, quele quelle fust, tous cous et tous damages et tous frais…sur sen dit ou sour le dit de sen command sans autre prueve.)」参審裁判官は、彼らの財産を質にとり (放棄 abandon) 、そして、法律上または法律外で現在の証書に対して提起されまたは提出されうる (qui poroient yesre mises ou proposees en droit ou hors de droit contre ches presentes lettres) すべての抗弁権と法的救済を放棄させ、そして、「先に前述したジャックモン、マグリタンおよび彼らの父たちと彼らの母たちまたはこれらの証書を所

持するひとの魂に重荷を負わせまたは損なうために」(pour les âmes des devant dit Jaquemou, Magrtaim et leur peres et leur meres ou le persone qui ches lettres ara grever ou nuir.)⁷⁹、彼らに役立つあらゆる措置を放棄させている。

一三〇八年の所持人への代理権。アプティッサン・フォン・S・ディズイエ (Aebissin von S. Dizier) は、アプティッサン・フォン・フェリーヌ (Aebissin von Félines) に彼女の書類の所持人に四通の定期金証書を交付することを依頼する。

「我々は、あなたに：(あなたが我々に、あなたの教会に保管されている一対の証書を二組送ってください)：、そしてこれらの証書をこれらの証書の《我々が、前述の証書を請求し要求しそして受領する限りで、そして、：前述の一対の証書二組の受領についての：証書(受領証)を与える限りで、われわれの代理人として設定し任命するところの》所持人に引き渡してくだなること)を要求する (Nous vous prions… que vous nous weiliez envoyer deux paires de lettres, lesquelles sont en votre église en garde… et les weiliez délivrer au porteur de ces lettres, lequel nous establissons et faisons nostre procureur tant comme a dites lettres requérir, demander et recevoir et de donner lettres (Quitung) … de la receipte desdites deux paires de lettres.)」最後に、書き手は、それ以上のことはしないことを懇願している。「なぜならそれを送ることは我々には費用

がかかり、損害が生ずるからである。もちろん、我々が、職務として、それについて証書が記載している定期金を我々に支払わせるために前述の証書を有することをあなたがたは知っているであろう (car li envoyers nous est coustangeux et damageux; et sachiez dame que nous avons grant mestier desdites lettres pour nous faire payer des rentes, dont elles font mention)⁸⁰」

一三二六年の持参人への代理権。売買取引に関する公証人の証書において、売主らは一定の財貨を(彼らが売却からの保証行為を給付することができず、証書の所持人は証書を彼らの名において自己の利益のために売却する代理権を与えられるべきである)という方法において質として設定する。「前述の売主すべては、前述の宣誓した陪審員たちの前でこれらの証書の所持人を彼らの代理人に設定し、そして、売却された物とそれらの財貨についてなされる処分に関しては自己の物についてなすのと同様の特別の伝言を与えている。」(Tous les dis vendeurs establirent par devant les dis cler(c)s jurés le porteur de ces lettres leur procureur et message especial comme en sa chose quant a la vendue et distraction faire diceux biens.)⁸¹ 一三三三年の証書所持人の要求に基づく破門 (Excommunication)。プザンソンの教会裁判所の役人の一人によって作成された証書は、以下の法律行為を報告している。ヘアトリッ

クスは、彼女の弟のために父母の遺産に基づく彼女の請求権を放棄する。次の日に、彼女の夫は、行われる結婚式の際に、この放棄を教会の門前で確認する。放棄者 (Remittanten) たちが彼らの債務を守らないとするときは、「我々は (役人に) (これらの現在する証書の所持人の要求によってそのために徴用されるであろうところの) プザンソンの市と司教区のすべての司祭たちに、彼らが前述のジュアンとその妻へアトリックスを破門し、そして、我々の別の受命者の相続人がないときは、破門するために告示することを、委任する。このように、ひとはそのことを彼らのためおよび彼らの相続人たちのために欲したのである。」(nos mandons (der Offizial) à tous nos chapelains de la citey et de la dyocese de Besançon qui pour ce sairont requis par la requeste dou pourtour de ces presentes lettres, qu'ils le diz Jehanz et la dit Beatrix sa femme excommunient et denuncient pour excommunier, sanz havoir de nos autre commandement. Ainsi l'ont li volui pour lourz et pour lourz hoirs.)⁽²⁾

【以下、「IV 無記名証券の法」に続く】